

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	南相馬市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.minamisoma.lg.jp/sections/index.cfm?footer=69

執行機関名 南相馬市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月22日告示第249号)による障がい者等に対する日常生活用具の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)別表第2 法によらない事務 第7の項 南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年南相馬市告示第249号)による障がい者等に対する日常生活用具の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月22日告示第249号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年法律第123号)第77条第3項の規定に基づき、在宅の障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)に対し浴槽等の日常生活用具を給付し、又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、障がい者等の日常生活の便宜を図り、もって在宅福祉の増進に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月22日告示第249号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月22日告示第249号)第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	在宅の障がい者及び障がい児に対し、浴槽等の日常生活用具の給付又は貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 へ	南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月22日告示第249号)第6条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該給付等の申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月22日告示第249号)第2条、第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該給付等の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ニ	南相馬市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成18年9月22日告示第249号)第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請を行う障害者、当該申請に係る障害児に係る身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

備考	
----	--